

株 主 各 位

福岡市東区松田一丁目5番7号
株式会社 **MrMax**
代表取締役社長 平野能章

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り有難く厚く御礼申し上げます。

このたびの熊本地震により被災された皆様には、謹んでお見舞い申し上げますとともに一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいませようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面およびインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年6月27日(月曜日)午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

34頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいまして、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

書面とインターネットによる手続の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしていただきます。また、インターネットにより複数回議決権行使をされた場合は最後に行われた議決権行使を有効なものとして戴きます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日(火曜日)午前10時
2. 場 所 福岡市中央区天神四丁目8番10号
都久志会館 ホール(地下2階)
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項 第67期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告
報告事項 及び計算書類内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 補欠監査役2名選任の件

以 上

◎当日のご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提示くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に記載された事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ(<http://www.mrmax.co.jp/>)に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

第67期（平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで）

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度は、政府の経済・金融対策を背景に、景気は緩やかな回復基調となりましたが、海外経済の減速による影響が懸念されるとともに、円安による物価高などから個人消費が落ち込むなど、消費環境は引き続き厳しい状況が続きました。

このような環境の中で、「普段の暮らしをより豊かに、より便利に、より楽しく」を経営理念とする当社は、商品政策において、「価値ある安さ」をお客様に提供すべく、特に購買頻度の高い、普段の暮らしに直結する商品について、年間を通じて低価格を実現する取り組みを強化するとともに、新しい顧客層の取り込みも積極的に行ってまいりました。具体的には、近年急激に増加している訪日外国人観光客を取り込むべく、免税販売対応をはじめとする買い物環境の整備を進めるとともに、訪日外国人のニーズの収集を目的とした実験店として福岡市の繁華街に訪日客をメインターゲットとした超小型店を出店するなどし、当事業年度末の免税販売対応店舗は九州内の10店舗となりました。

当事業年度の売上高は、九州地区の梅雨明けの遅れや年明けまでの記録的な暖冬など気候に悩まされたものの、購買頻度の高い商品を中心に売上が好調だったことに加え、前期は4月から5月にかけて消費税増税の反動減があったことなどで、売上高前期比は全店で103.7%となりました。商品部門別の実績は、スーパーセンター業態の店舗数増加にともない飲料や日配品が好調な食品部門や、お買い得商品の販売の強化を実施した洗剤や紙綿が好調なHBC (Health and Beauty Care) 部門、テレビや冷蔵庫が好調な家電部門が売上を伸ばしました。これらの結果、当事業年度の営業収益（売上高＋不動産賃貸収入＋その他の営業収入）は、1,184億48百万円（前期比3.7%増）と増収となりました。

収益面においては、営業収益の増収により営業総利益は293億28百万円（前期比6.1%増）となりました。

今回、今後発生すると見込まれる店舗の閉店にともなう損失額5億70百万円を特別損失として計上しておりますが、一方で、販売費及び一般管理費は、コストの効率化を進め人件費や水道光熱費などが減少したことなどにより277億98百万円（前期比2.5%減）となりました。

これらの結果、営業利益は15億30百万円（前期は8億76百万円の損失）、経常利益は14億13百万円（前期は7億83百万円の損失）、当期純利益は10億5百万円（前期は29億82百万円の損失）となり、当初計画を大幅に上回る黒字化を果たすことができました。

当事業年度の営業収益の内訳は次のとおりであります。

（百万円未満切捨）

部 門	第67期	前期比 (%)
家 電	16,463	104.3
ア パ レ ル	8,851	103.5
ラ イ フ ス タ イ ル	14,859	97.6
ホ ー ム リ ビ ン グ	11,704	103.1
H B C	24,624	105.5
食 品	37,176	105.2
そ の 他	35	433.4
売 上 高 計	113,713	103.7
不 動 産 賃 貸 収 入	4,097	97.1
そ の 他 の 営 業 収 入	637	146.6
営 業 収 益	118,448	103.7

（注）部門ごとの主な事業内容については「(6) 主要な事業内容」に記載しております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は6億14百万円で、その主なものは次のとおりであります。

事業所名	投資金額	設備の内容
MrMax長崎店	112百万円	省エネ改修等
MrMax宇佐店	90百万円	省エネ改修等
MrMax日向店	62百万円	太陽光設備等

(3) 資金調達の状況

当事業年度において、90億円の資金を銀行借入により調達する一方、116億25百万円を返済いたしました。この結果、有利子負債残高は26億25百万円減少いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く環境は、少子高齢化や地方格差・所得格差の拡大など構造要因に加え、最近では消費税増税や物価高などを背景にお客様の商品や価格に対する要求水準は従来以上に高まっています。その一方で、小売業界では、業態の垣根を越えた競争がますます激化しています。

このような環境下で、当社は、経営理念である「普段の暮らしをより豊かに、より便利に、より楽しく」を実現するべく、お客様に満足いただける商品とサービスを毎日低価格で提供し続ける取り組みを進めてまいりました。同時に、健全な経営を継続するために、売上高営業利益率を重要な経営指標と考え、価値ある安さの提供と当社の収益を両立できるよう、ローコスト運営にさらに磨きをかけていくことが重要と考えております。

こうした基本戦略に加えて、当社では平成27年度から平成31年度の5カ年の中期経営計画を策定しており、「商品改革」「オペレーション改革」を重点施策として実行してまいります。

① 「商品改革」

近年、お客様は「限られた時間の中で」「お店を使い分けながら」「最も自分のニーズに合ったもの、コストパフォーマンスの高いものを選んで賢く買い物をする」という傾向が強まっています。こうした中、当社では、従来から強みとしている「価値ある安さ」にさらに磨きをかけるとともに、「商品を迷わず、悩まず買える売場づくり」や「店の代名詞となるような核売場の存在」を今一度徹底すべく、お客様の強いご支持をいただける商品カテゴリーの育成・拡大に努めてまいります。

当事業年度におきましては、まずは客数の多い食品・HBC部門を先行して、定番の商品を売れ筋に絞り込む実験を進めた結果、新しい商品カテゴリーの導入に向けた売場スペースの確保を行うとともに、販売機会損失の防止や在庫効率の向上につなげております。また、拡大・強化する商品カテゴリーについて一部店舗での販売実験を開始しております。

②「オペレーション改革」

現場での作業調査とその分析を通じて、商品補充にかかる作業負荷の増大や作業効率を低下させている店舗が複数発生するなどの課題を認識しており、その課題を解決することで平成26年度比で15%の作業効率改善が可能と考えております。

当事業年度におきましては、物量の8割を占める食品・HBC部門の在庫を効率化することで、補充にかかる作業コストの削減が進んでおります。

以上に加え、法令遵守への取り組みにつきましては、継続して、Mr Maxの役員及び従業員一人一人が果たすべき行動指針をまとめた「ミスターマックス行動規範」及び各種法令の遵守状況について、弁護士と危機管理の専門家を社外委員とする「コンプライアンス委員会」を定期的開催し、問題点の早期発見と改善策の徹底に努めてまいります。

当社は中期経営計画の着実な遂行を通じて、収益構造の改革と、持続的な企業価値の向上に努めてまいります。株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業所 (平成28年3月31日現在)

本社 福岡市東区松田
 西日本本部 同上
 東京本部 東京都港区芝大門
 福岡物流センター 福岡県糟屋郡久山町
 埼玉物流センター 埼玉県北葛飾郡杉戸町
 広島物流センター 広島県東広島市

店舗60店

県名	店舗数	店舗名(所在地)		
福岡県	25	・長住店(福岡市南区) ・大野城店(大野城市) ・粕屋店(糟屋郡) ※本城店(北九州市八幡西区) ※大牟田店(大牟田市) ・Select篠栗店(糟屋郡) ・姪浜店(福岡市西区) ・八幡東店(北九州市八幡東区) ・天神西通り店(福岡市中央区)	・Select白水店(春日市) ※宗像店(宗像市) ・飯塚花瀬店(飯塚市) ・土井店(福岡市東区) ※橋本店(福岡市西区) ※春日店(春日市) ・小倉北店(北九州市小倉北区) ・Select宇美店(糟屋郡)	・Select野芥店(福岡市早良区) ※田川パイパス店(田川市) ・久留米インター店(久留米市) ※八幡西店(北九州市八幡西区) ・筑紫野店(筑紫野市) ・吉塚店(福岡市東区) ・Select美野島店(福岡市博多区) ・Select福津店(福津市)
大分県	4	・中津店(中津市) ・Select南大分店(大分市)	※宇佐店(宇佐市)	※西大分店(大分市)
熊本県	4	※松橋店(宇城市) ※熊本インター店(熊本市)	※山鹿店(山鹿市)	・熊本南店(熊本市)
佐賀県	4	※北茂安店(三養基郡) ・唐津店(唐津市)	・佐賀店(佐賀市)	・伊万里店(伊万里市)
宮崎県	1	※日向店(日向市)		
長崎県	2	※長崎店(長崎市)	※時津店(西彼杵郡)	
山口県	5	・末武店(下松市) ※柳井店(柳井市)	※綾羅木店(下関市) ※山口店(山口市)	※宇部店(宇部市)
広島県	3	・八本松店(東広島市)	・新神辺店(福山市)	・リム・ふくやま店(福山市)
岡山県	1	・岡山西店(岡山市)		
群馬県	2	※倉賀野店(高崎市)	※伊勢崎店(伊勢崎市)	
埼玉県	1	※越谷店(越谷市)		
茨城県	1	※取手店(取手市)		
千葉県	4	※新習志野店(習志野市) ・南船橋店(船橋市)	※おゆみ野店(千葉市)	・千葉美浜店(千葉市)
東京都	2	※町田多摩境店(町田市)	・京王堀之内店(八王子市)	
神奈川県	1	※湘南藤沢店(藤沢市)		

(注) 1. ※印の店舗は当社が開発したショッピングセンター内に outlet しております。
 2. 当期において、新たに天神西通り店(福岡市中央区)を開店いたしました。

(8) 従業員の状況 (平成28年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
754名(2,090名)	37名減(94名減)	38.3歳	14.2年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

借入先	借入額	残高
株式会社福岡銀行		6,825百万円
株式会社西日本シティ銀行		3,000
三菱UFJ信託銀行株式会社		2,850
株式会社北九州銀行		2,650
シンジケート・ローン		2,015

(注) シンジケート・ローンは、株式会社みずほ銀行を主幹事とする3金融機関からの協調融資によるものであります。

2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 39,611,134株
 (3) 株主数 9,005名
 (4) 大株主の状況（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT * (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	6,435.5千株	19.38%
有 限 会 社 W a i z H o l d i n g s	2,778.3	8.37
ミ ス タ ー マ ッ ク ス 取 引 先 持 株 会	2,135.7	6.43
株 式 会 社 福 岡 銀 行	1,414.2	4.26
M r M a x 社 員 持 株 会	1,409.6	4.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,395.5	4.20
平 野 能 章	1,075.5	3.24
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社	801.2	2.41
平 野 耕 司	763.6	2.30
平 野 淳 子	719.6	2.17

(注) 1. 持株比率は自己株式(6,411,292株)を控除して計算しております。

2. * 主として欧米の機関投資家の所有する株式の保管業務を行うとともに、当該機関投資家の株式名義人となっております。

3. 会社役員に関する状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	平野能章	最高経営責任者兼最高執行責任者
取締役執行役員	小田康徳	管理本部長
取締役執行役員	中野英一	財務部長
取締役執行役員	内座優典	商品本部長
取締役執行役員	吉田康彦	社長室長兼経営企画室長
取締役執行役員	宮崎隆	営業本部長
取締役	家永由佳里	弁護士
常勤監査役	石田富英雄	
監査役	多川一成	弁護士
監査役	佐藤元治	公認会計士

- (注) 1. 取締役家永由佳里氏は、社外取締役であります。
2. 監査役多川一成氏及び佐藤元治氏は、社外監査役であります。
3. 取締役の家永由佳里氏は弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役の多川一成氏は弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役の佐藤元治氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役執行役員吉田康彦氏は平成28年4月1日をもって、社長室長の業務委嘱を受けました。
7. 当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償請求の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。
8. 当社は、取締役家永由佳里氏、監査役多川一成氏及び佐藤元治氏の3名を、株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として、両取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額	摘 要
取締役	7名	102百万円	うち社外取締役1名 3百万円
監査役	5名	16百万円	うち社外監査役3名 6百万円
合 計	12名	118百万円	

- (注) 1. 上記には、平成27年6月26日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名(うち社外監査役1名)を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役及び監査役の報酬額については、平成15年6月27日開催の第54回定時株主総会において、取締役の報酬額を月額1,700万円以内、監査役の報酬額を月額250万円以内と決議しております。
4. 上記のほか、使用人兼務取締役5名の使用人分給与相当額48百万円を支払っております。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

当事業年度における取締役会及び監査役会の出席状況は次のとおりであります。

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	家 永 由佳里	当期開催の取締役会10回のうち8回に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。
監査役	多 川 一 成	当期開催の取締役会15回のうち14回及び監査役会のすべてに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。
監査役	佐 藤 元 治	当期開催の取締役会10回のうち9回及び監査役会9回のうち8回に出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。

- (注) 1. 当期開催の取締役会は15回、監査役会は14回であります。
2. 取締役家永由佳里並びに監査役佐藤元治氏は、平成27年6月26日開催の第66回定時株主総会において選任されております。
- なお、両氏の就任後に開催された取締役会は10回、監査役会は9回となっております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務
の報酬等の額 31百万円
- ② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益等
の合計額 31百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署より入手した必要な資料ならびに会計監査人が提出した監査計画の妥当性及び適切性等を確認し、報酬見積の算定根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認の上、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法や公認会計士法等に違反・抵触した場合及び会計監査人の監査品質、独立性等により職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断した上で、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

(4) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の概要

① 処分対象

- ・新日本有限責任監査法人

② 処分内容

- ・平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3カ月間の契約の新規の締結に関する業務の停止
- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）

③ 処分理由

- ・社員の過失による虚偽証明
- ・監査法人の運営が著しく不当

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システム構築の基本方針を以下のように定めております。

I. 基本方針

当社ミスターマックスは、企業活動を展開していくに当たって、法令を遵守し、社会倫理に従って行動するという観点から、ミスターマックスの役員及び従業員が守るべき行動規範として、「ミスターマックス行動規範」を制定しております。

当社は、この行動規範に則り、適正な業務運営のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

当社は、今後とも、内外環境の変化に応じ、一層適切な内部統制システムを整備すべく、努めてまいります。

II. 会社法及び会社法施行規則に定める内部統制システムの体制整備に必要とされる各条項に関する項目

1. 取締役の職務に関する体制

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 (会社法施行規則100条1項1号)

- ① 社内規程（文書取扱いマニュアル）に則り適切に保存・管理する。
- ② 取締役及び監査役は、これらの文書を、随時閲覧できるものとする。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 (会社法施行規則100条1項3号)

- ① 当社は、社長以下取締役及び常勤監査役によって構成される経営会議を設け、取締役会の決議事項その他経営上の重要な事項について、十分な議論を尽くし審議を行う。
- ② 当社は、経営の重要事項に関する意思決定機関及び監督機関として取締役会を設け、月1回以上開催し、重要な経営事項について十分な検討を行い、迅速な意思決定と効率的な職務執行を行う。
- ③ 取締役会において、月次・四半期業績の観察・分析・判断をし、改善・改革を行う。

2. リスク管理体制

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則100条1項2号)

① 取締役会によるリスク管理

定例取締役会において、営業状況、資金繰りを含めた財務状況、店舗開発の進捗状況が報告されるほか、必要に応じて臨時取締役会が開催され、リスクへの早期対応を行う。

② 内部監査部門

社長直轄の組織として、監査部を設置。監査役及び監査役会と連携を図りながら、内部統制の観点から各部門の業務の適法性及び妥当性について監査を実施する。監査部員が、各店舗及び本部の各部署を定期的に監査し、リスクの存在を早期に発見し、業務執行責任者である社長に急報できる体制を整備する。

③ 緊急事態への対応

緊急事態対応マニュアルを、各部署及び幹部社員の自宅に常備し、早期に対策本部を設置できる体制を整える。

④ 「コンプライアンス委員会」

「コンプライアンス委員会」は、リスクマネジメント委員会の機能を持ち、定期的な会議で、情報を共有、相互牽制を行い、必要に応じて、それぞれの担当部署が規程・マニュアルの作成・配布・周知徹底を行う。

3. コンプライアンス（社会規範、倫理、法令及び定款の遵守）体制

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法施行規則100条1項4号)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法362条4項6号)

① 「コンプライアンス委員会」

当社のコンプライアンス体制構築とその徹底、推進並びに法令等や行動規範に違反する行為に対処するため、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を組織する。当委員会は、取締役及び社員、さらに弁護士を含む外部メンバーから成る常任委員（オブザーバーとして常勤監査役が参加）と、各部門長及び店長から成る推進委員によって構成され、コンプライアンス精神の全社への周知徹底を図る。

② 内部監査部門

監査部が、本部・店舗における職務の遂行状況の監査を内部監査規程に則り実施し、業務執行責任者である社長に報告の上、改善指導を行い、さらに改善状況についての監査を実施する。

③ ヘルプラインの活用

社内外に設置しているミスターマックス コンプライアンス・ヘルプラインにおいて、リスク・法令違反などの情報を受け付け、コンプライアンス委員会へ報告の上、適正な是正処置を図る。

4. 企業集団のコーポレート・ガバナンス体制

当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則100条1項5号)

現在当社には親会社及び子会社はありませんが、将来にわたり企業集団を組成した場合には、社員行動規範及び管理規程の制定等により適切な経営管理を行う体制を形成し、企業集団における業務の適正を確保する。

5. 監査役の職務に関する体制

(1) 監査役及び監査役会の職務を補助する体制及びその独立性

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(会社法施行規則100条3項1号)

前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

(会社法施行規則100条3項2号)

監査役の前号の使用人に対する指示の実行性の確保に関する体制

(会社法施行規則100条3項3号)

① 監査役及び監査役会の職務の補助を行う監査役スタッフとして、総務部内に1名配置し、総務業務と併せて担当する。

② 監査役会は、監査役スタッフの人事異動について、事前に報告を受け、必要がある場合は、変更の申し入れを行うことができる。

③ 監査役スタッフを懲戒に処する場合は、事前に監査役会の承認を得るものとする。

- ④ 会社は、内部監査部門をはじめとする各部門は、監査役の指示による監査役スタッフの調査他依頼に関して協力することを周知徹底する。
- (2) 監査役及び監査役会に対する報告体制
取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(会社法施行規則100条3項4号)
- ① 監査役は出席した取締役会において、議案の審議及び報告事項を聴取できる。
- ② 当社の従業員を対象としたコンプライアンス・ヘルプラインへの通報内容は、監査役がオブザーバーとして出席するコンプライアンス委員会において報告される。
- ③ 監査役は、職務遂行に必要と判断したときは、いつでも取締役・使用人から必要な報告を受けることができる。
- (3) 監査役への報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(会社法施行規則100条3項5号)
- ① 当社の役員及び従業員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他事業運営上の重要事項を適時、適切な方法により監査役に報告する。
- ② 内部監査部門は、監査の結果を適時、適切な方法により監査役に報告する。
- ③ 通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を定期的に監査役へ報告する。
- (4) 監査費用等の処理に係る方針に関する事項
(会社法施行規則100条3項6号)
監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をした場合は、当該監査役の職務の執行に必要でないとして認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (5) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則100条3項7号)
取締役会の運営、議事録の作成・備え置きに関する事務、その他法令の解釈運用等に関する事務並びに取締役会資料の管理等に関する事務を、総務部が行い、

監査役は、総務部へ要請すれば、いつでも必要情報を入手できる。

監査役が内部監査部門に職務の補助を要請したときは、これを応諾し、必要な協力を行う。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 「取締役の職務に関する体制」

- (1) 「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」につきましては、必要な情報は、各部署及びデータとして保管・管理され、取締役及び監査役は随時閲覧できる状態となっています。
- (2) 「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」につきましては、取締役会を15回開催し、経営方針、出店計画、月次・四半期業績の分析や評価など経営に関する重要事項について検討し、法令・定款等への適合性及び会社の業務の適正を確保する観点から審議致しました。
- (3) 社長以下取締役及び常勤監査役によって構成される経営会議を24回（内4回は書面会議）開催し、取締役会上程前の事案や中期経営計画の進捗状況、月次損益の検証及び対策等、関係者による協議或いは審議を致しました。

2. 「リスク管理体制」

- (1) 取締役会において、営業状況や資金繰り等が毎月報告され、リスクの早期発見と対応できる体制を整え、運用されております。
- (2) 内部統制の観点から実施した内部監査部門の監査結果は年4回及び必要に応じて随時監査役会に報告され、併せて社長へ急報体制を整えております。
- (3) 社長以下社内委員と社外専門家で構成するコンプライアンス委員会は年6回開催され、リスクの情報共有とリスクの未然防止に関する議論を行っております。

3. 「コンプライアンス体制」

- (1) 役員以下従業員の法令違反に対応するコンプライアンス委員会を年6回開催し、法令や行動規範に違反した場合に、対応を検討・決定する体制を整えております。
- (2) 内部監査部門が本部・店舗における職務の遂行状況を監査し、社長へ報告の上、改善命令・フォロー監査を実施しております。

(3) 弁護士・総務部内にヘルプラインの受付を設置し、発生した2件の事案はコンプライアンス委員会へ報告され、適切な是正措置を図っております。

4. 「企業集団のコーポレートガバナンス体制」

「当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」については、現在当社には親会社及び子会社はありませんが、将来にわたり企業集団を組成した場合は、適切な経営管理を行う体制を形成し、企業集団における業務の適正を確保する計画です。

5. 「監査役の監査の実効性を確保する体制」

- (1) 総務部内に監査役スタッフを1名配置し、監査役の職務の補助を行っております。
- (2) 監査役は、取締役会・経営会議・コンプライアンス委員会他、職務に必要と判断した会議へ出席できる体制を整えております。
- (3) 内部通報については、匿名でも受け付けており、通報内容及び対応は監査役に報告され、通報者が不利な取扱いを受けないことを確保しております。
- (4) 往査に関する費用や書籍代など監査に必要な経費は、監査役の請求に基づき処理しております。
- (5) 監査に必要な資料等を主に総務部が管理し、監査役の要請に基づきいつでも提出するとともに、内部監査部門他各部署も、監査役の要請に基づき監査役の監査業務に協力する体制を整えております。

貸借対照表

(平成28年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	15,338	流動負債	31,976
現金及び預金	1,615	支払手形	479
売掛金	1,733	電卓記録債	5,524
商品	9,776	買掛金	8,129
貯蔵品	80	1年内返済予定の長期借入金	10,732
前払費用	506	リース負債	292
繰延税金資産	990	未払金	2,484
未収入金	248	未払費用	24
その他	387	前払法人税等	484
固定資産	62,062	預り金	1,472
有形固定資産	48,062	賞与引当金	196
建物	15,957	店舗閉鎖損失引当金	568
構築物	730	資産除去債	1,300
車両運搬具	1	設備関係支払手形	42
器具備品	2,751	設備関係電子記録債	40
土地	27,166	その他	72
リース資産	1,449	固定負債	26,246
建設仮勘定	4	長期借入金	17,742
無形固定資産	146	リース負債	1,671
ソフトウェア	97	退職給付引当金	736
電話加入権	25	店舗閉鎖損失引当金	250
リース資産	23	長期前受収入	145
投資その他の資産	13,852	長期預り金	3,428
投資有価証券	378	長期預り保証金	971
出資金	0	資産除去債	1,100
長期貸付金	0	その他	200
長期前払費用	1,014	負債の部合計	58,223
繰延税金資産	427	純資産	の 部
敷入金	4,809	株主資本	19,208
差入保証金	6,841	資本金	10,229
店舗賃借勘定	162	資本剰余金	7,980
その他	217	資本準備金	7,974
資産の部合計	77,401	その他資本剰余金	6
		利益剰余金	3,597
		その他利益剰余金	3,597
		圧縮記帳積立金	57
		別途積立金	2,120
		繰越利益剰余金	1,419
		自己株式	△2,599
		評価・換算差額等	△30
		その他有価証券評価差額金	△24
		繰延ヘッジ損益	△6
		純資産の部合計	19,178
		負債・純資産の部合計	77,401

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		113,713
売 上 原 価		89,120
売 上 総 利 益		24,593
不 動 産 賃 貸 収 入		4,097
そ の 他 の 営 業 収 入		637
営 業 総 利 益		29,328
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		27,798
営 業 利 益		1,530
(営 業 外 収 益)		
受 取 利 息	94	
仕 入 割 引	13	
受 取 手 数 料	199	
そ の 他	39	347
(営 業 外 費 用)		
支 払 利 息	319	
店 舗 閉 鎖 損 失	124	
そ の 他	18	463
経 常 利 益		1,413
(特 別 利 益)		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	31	
テ ナ ン ト 解 約 収 入	8	
補 助 金 収 入	108	148
(特 別 損 失)		
固 定 資 産 除 却 損	25	
店 舗 閉 鎖 損 失	570	
割 増 退 職 金	32	628
税 引 前 当 期 純 利 益		933
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	409	
法 人 税 等 調 整 額	△481	△71
当 期 純 利 益		1,005

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本											
	資本金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本計
		資本準備金	その 剰余金	の 他 剰余金	資 本 剰 余 金 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	繰 上 り 金	繰 下 り 金	繰 越 剰 余 金		
当期首残高	10,229	9,944	6	9,951	526	61	2,120	△2,086	622	△2,598	18,204	
当期変動額												
資本準備金の取崩		△1,970	1,970	—						—	—	
その他資本剰余金の取崩			△1,970	△1,970				1,970	1,970	—	—	
利益準備金の取崩					△526			526	—	—	—	
圧縮記帳積立金の取崩						△4		4	—	—	—	
当期純利益								1,005	1,005		1,005	
自己株式の取得										△0	△0	
自己株式の処分			△0	△0						0	0	
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)												
当期変動額合計	—	△1,970	△0	△1,970	△526	△4	—	3,505	2,975	△0	1,004	
当期末残高	10,229	7,974	6	7,980	—	57	2,120	1,419	3,597	△2,599	19,208	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計	
	その 他 有 価 差 額	証 券 金	繰 延 ヘ ッジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当期首残高		85		49	135	18,339
当期変動額						
資本準備金の取崩						—
その他資本剰余金の取崩						—
利益準備金の取崩						—
圧縮記帳積立金の取崩						—
当期純利益						1,005
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△110			△56	△166	△166
当期変動額合計	△110			△56	△166	838
当期末残高	△24			△6	△30	19,178

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

ただし、物流センター内の商品については移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物

定額法

その他

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～42年

また、事業用定期借地権上の建物等については、借地契約期間に基づく耐用年数にて償却を行っております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 長期前払費用

借地権については、長期前払費用に計上し、賃借期間で均等償却を行っております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与の引当額として支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12～17年)による定額法により按分した額をそれぞれの発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉店に伴い発生する損失に備える為、合理的に見込まれる店舗閉鎖損失見込額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(3) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額		32,576百万円
2. 担保に供している資産	建物	5,665百万円
	土地	19,667百万円
	計	25,333百万円
担保付債務	1年内返済予定の長期借入金	5,884百万円
	長期借入金	12,815百万円
	計	18,700百万円

損益計算書に関する注記

営業外費用に計上しております店舗閉鎖損失は、過年度に計上した店舗閉鎖損失引当金の当期中の状況の変化による増減額であります。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 39,611,134株
2. 当事業年度末における自己株式の種類及び総数
普通株式 6,411,292株
3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
4. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額 (百 万 円)	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成28年6月28日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	331	10.00	平成28年3月31日	平成28年6月29日

税効果会計に関する注記

繰延税金資産発生の主な原因は、減損損失、減価償却限度超過額、棚卸資産等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、固定資産圧縮記帳積立金、差入保証金等であります。

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の建物・構築物及び器具備品の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については、安全性、流動性及び収益性を考慮した運用を行っております。有価証券及び投資有価証券は、主として株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

資金調達については、運転資金及び設備投資資金をその使途とし、銀行等金融機関からの借入を行っております。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であり、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額(*)	時 価(*)	差 額
(1) 現金及び預金	1,615	1,615	—
(2) 投資有価証券			
その他有価証券	377	377	—
(3) 差入保証金	6,841	7,067	225
(4) 支払手形	(479)	(479)	—
(5) 電子記録債務	(5,524)	(5,524)	—
(6) 買掛金	(8,129)	(8,129)	—
(7) 長期借入金	(28,474)	(28,651)	△177
(8) デリバティブ取引	(9)	(9)	—

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金の時価については、返還金の額を与信管理上の信用リスク区分ごとに、そのキャッシュ・フローを、適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 支払手形、(5) 電子記録債務、(6) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

① 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

② 時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

① 通貨関連

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を採用しております。

② 金利関連

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（貸借対照表計上額1百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2)投資有価証券」には含めておりません。

敷金（貸借対照表計上額4,809百万円）及び長期預り敷金（貸借対照表計上額3,428百万円）については、返還時期の確定が行えないため、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載しておりません。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都、福岡県及びその他の地域において、賃貸商業施設を有しております。

平成28年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、765百万円（賃貸収益は不動産賃貸収入に、主な賃貸費用は販売費及び一般管理費に計上）であります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額及び時価は次のとおりであります。

貸借対照表計上額（百万円）			当事業年度末の時価 （百万円）
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
7,342	△267	7,074	4,698

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当期増減額のうち、主な増加額は改修を含む不動産取得（14百万円）、主な減少額は減価償却費であります。

3. 当期末の時価は、鑑定評価額等を基に合理的に調整した価額であります。

関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

属 性	会社等の名称又は氏名	住所	資本金は 又出資金 (百万円)	業 容 の 又 事 内 は 業	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員及びその 近親者が議決権 の過半数を所有 している会社	マイティ・ インコーポ レーション ※2	福岡県 福岡市	40	損害保険の 代理業務等	(被所有) 直接 1.23	—	損害保 険取引	保 険 料 の 支 払 ※3	142	前払 費用	48
役員及びその 近親者が議決権 の過半数を所有 している会社	㈱ Waiz Holdings ※4	福岡県 福岡市	3	建物の維持 管理業務等	(被所有) 直接 8.41	—	管理業務 委託取引	手 数 料 の 支 払 ※5	12	未払金	0

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. マイティ・インコーポレーション(有)は、役員の近親者が100%直接所有しております。
3. マイティ・インコーポレーション(有)は、損害保険ジャパン日本興亜(株)の保険代理店であり、取引金額は当社がマイティ・インコーポレーション(有)を通じて損害保険ジャパン日本興亜(株)に支払った保険料であります。また保険料については通常取引の保険料率に基づき決定しております。
4. (有) Waiz Holdingsは、役員が100%直接所有しております。
5. (有) Waiz Holdingsは、建物の維持管理及び付帯関連する事業を行っており、取引金額は当社の太陽光発電事業における施設の維持管理業務の対価として支払った手数料であります。また、手数料については同種サービスの一般的な取引条件に基づき決定しております。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 577円65銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 30円28銭 |

重要な後発事象に関する注記

2016年4月14日及び16日に発生いたしました平成28年熊本地震により、熊本県内の店舗及び物流センターが被害を受け、現在2店舗が営業を停止しております。

この地震による被害状況については現在調査中であり、実質損害額は現時点では未確定であります。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

株式会社 ミスターマックス
(商号 株式会社 MrMax)
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柴田 祐二 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 宮本 義三 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミスターマックス（商号株式会社 MrMax）の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員及び監査部その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で調査を実施しました。
 - ① 取締役会や経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役、執行役員その他の従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月10日

株式会社 ミスターマックス 監査役会

常勤監査役	石	田	富	英	雄	Ⓔ
社外監査役	多	川	一	成		Ⓔ
社外監査役	佐	藤	元	治		Ⓔ

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と位置づけ、業績に応じた配当を継続して行うことを基本といたしております。

第67期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、331,998,420円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

小売業界における繁忙期を回避することにより、商品管理の柔軟性を高めるとともに、円滑な決算対応が出来る状態を作り、更に、定時株主総会の開催時期を変更することにより、株主の株主総会への出席を容易にするために、基準日他所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第68期事業年度は、平成28年4月1日から平成29年2月28日までの11ヶ月間の決算期間となります。そのため、経過措置として附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します)

(現 行 定 款)	(変 更 案)
(招集) 第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。	(招集) 第13条 当会社の定時株主総会は、毎年5月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。
(定時株主総会の基準日) 第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。	(定時株主総会の基準日) 第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。
}	}
(事業年度) 第39条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までの1年とする。	(事業年度) 第39条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から、翌年2月末日までの1年とする。
(期末配当の基準日) 第40条 当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。	(期末配当の基準日) 第40条 当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。
(中間配当) 第41条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準として、中間配当を行うことができる。	(中間配当) 第41条 当会社は、取締役会の決議により、毎年8月31日を基準として、中間配当を行うことができる。
(新 設)	<u>第8章 附 則</u> (第68期事業年度) 第43条 第39条の規定にかかわらず、第68期の事業年度は、平成28年4月1日から平成29年2月28日までの11ヶ月間とする。
(新 設)	(第68期の中間配当の基準日) 第44条 第41条の規定にかかわらず、第68期の事業年度の中間配当の基準日は、平成28年9月30日とする。
(新 設)	(附則の有効期限) 第45条 第8章附則は、平成29年2月28日まで有効であり、同日の経過をもって削除する。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

本総会開始の時をもちまして、平成27年6月26日開催の第66回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役渡邊洋祐氏及び末國伸一氏の選任の効力が失効しますので、法令に定める監査役の数に欠くことになる場合に備え、会社法第329条3項の規定に基づき、予め補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役の候補者は次のとおりであり、渡邊洋祐氏は社外監査役多川一成氏及び佐藤元治氏の補欠としての社外監査役候補者、末國伸一氏は監査役石田富英雄氏の補欠としての監査役候補者であります。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	わたなべ ようすけ 渡邊 洋祐 (昭和49年4月26日生)	平成12年4月 弁護士登録(福岡県弁護士会) 徳永・松崎・斉藤法律事務所入所 平成18年3月 徳永・松崎・斉藤法律事務所退所 平成18年4月 渡邊洋祐法律事務所設立 平成18年10月 福岡簡易裁判所民事調停官就任 平成20年9月 福岡簡易裁判所民事調停官任期満了 平成21年4月 西南学院大学法科大学院非常勤講師就任 (平成25年度をもって退任) 平成22年4月 財団法人岩國育英財団評議員就任 (現在に至る)	—
2	すえくに しんいち 末國 伸一 (昭和35年1月13日生)	昭和57年4月 当社入社 平成15年7月 当社総務部副部長 平成19年10月 当社総務部長 平成22年11月 当社山口店長 平成25年4月 当社総務部監査役会事務局長 平成25年6月 当社常勤監査役 平成27年6月 当社総務部長(現在に至る)	7,404株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 2. 渡邊洋祐氏は、社外監査役の補欠として選任するものであります。
 3. 補欠の社外監査役候補者とする理由、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるかと判断する理由及び責任限定契約について
 (1) 補欠の社外監査役候補者とする理由について
 渡邊洋祐氏につきましては、弁護士としての高度な専門知識を監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
 (2) 社外監査役として職務を適切に遂行することができるかと判断する理由について
 渡邊洋祐氏は、直接企業経営に関与された経験はございませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
 (3) 補欠の監査役との責任限定契約について
 当社は、監査役との間に、会社法第427条第1項の規定により損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、渡邊洋祐氏および末國伸一氏が、監査役に就任された場合には、当該責任限定契約を締結する予定であります。その内容の概要は、次のとおりであります。
 監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合、その限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする。この責任限定が認められるのは、原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以上

＜インターネットによる議決権行使のご案内＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認の上、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きは、いずれも不要です。

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、議決権行使サイト（<http://www.evotef.jp/>）にアクセスしていただくことによって実施可能です（午前2時から午前5時を除く）。
- (2) インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合もあります。
- (3) インターネットによる議決権行使は、平成28年6月27日（月曜日）午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がありましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evotef.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになります。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォン又は携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料等は、株主様のご負担となります。

■ システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027（午前9時～午後9時、通話料無料）

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

株主総会会場ご案内図

福岡市中央区天神四丁目8番10号

都久志会館 ホール（地下2階）

TEL 092(741)3335 (代)



(バス) 天神バスセンターより徒歩約10分

(地下鉄) 天神駅より徒歩約8分

天神南駅より徒歩約10分

(JR) JR博多駅より地下鉄乗車約5分、天神駅下車徒歩約8分

(駐車場) 周辺(徒歩2~3分)に有料駐車場有

都久志会館提携有料駐車場「サンエイト天神駐車場」

※駐車券を都久志会館1階に設置の割引機に通して下さい

(入庫から5時間まで30分100円)